

## 第6回 就労不能損害

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第6回は「就労不能損害」です。

## 内容

原発事故時点において浪江町内に生活の本拠があった方で、収入が、原発事故時点の収入より減収した方は、就労不能損害を賠償請求することができます。避難中は一定期間賠償され、相当期間内に帰還された場合は、別途12か月を上限に賠償されますので、下表をご参照ください。

	避難中の就労不能損害	帰還に伴う就労不能損害
対象者	原発事故時点において町内に生活の本拠 があった方	原発事故時点において町内の旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域に生活の本拠があった方で、避難指示解除後相当期間(平成30年3月末まで)に帰還された方
対 象	<ul><li>給与等の減収分</li><li>通勤交通費の増加分</li></ul>	
賠償期間	<ul> <li>① 平成23年3月~平成24年5月(3か月ごと等に請求)</li> <li>② 平成24年6月~平成26年2月(21か月分をまとめて請求)</li> <li>③ 平成26年3月~平成27年2月(12か月分をまとめて請求)</li> <li>※やむを得ない事情のみ</li> <li>④ 平成27年3月~平成28年2月</li> </ul>	<ul><li>・損害が初めて発生した月から12か月間が上限</li><li>・原則3か月単位の請求</li></ul>
注 意 点	上記③の期間は、平成26年度に追加されたため、請求が漏れている可能性があります。ご心配の方は、以下の東京電力連絡先へご確認ください。	帰還を確認する書類が必要になります。 書類の準備にお困りの場合は、総合窓 口課賠償支援係までご連絡ください。
	病気等によって就労不能損害が発生している方は、「生命・身体的損害による就労 不能損害」にてご請求ください。	

## その他)

平成27年3月以降の就労不能損害について、ADRセンターへのお申立てにより賠償された事例があります。東京電力の賠償に納得できずにお困りの方は、総合窓口課賠償支援係へご相談ください。

東京電力連 絡 先

原子力損害賠償全般 回0120 (926) 404 受付時間: 9時から19時 (月~金曜日(祝日を除く)) 9時から17時 (土・日曜日、祝日)

問 総合窓口課賠償支援係 № 0243 (62) 1105

広報なみえ 2017.10.1 (22)